

<研修会考察>

開催日：2012年11月2日

題目：中国特許訴訟の角度から考察した日本企業の中国出願書類の作成戦略及びO A応答
対策―判例分析をベースとして―

講師：中国弁護士・中国商標弁理士 蔣 洪義 氏

考察：

この研修会は、主に、中国の特許訴訟に関するものでした。中国では、2011年において7819件もの特許訴訟が提起されているそうです。最近では日系企業が特許権侵害を理由に中国企業に訴えられるケースも増えているそうなので、皆様も中国でのご活動に対しては十分にご注意ください。

また、外国企業が中国企業に対して特許権を行使する場面では、外国企業に不利な判決が出されることも少なくないとのこと。したがって、皆様が中国で侵害品を発見した場合、先ず、訴訟以外での解決方法を探るのが賢明かと思います。なお、訴訟において外国企業に不利な判決が出る一因として、「技術的効果の不掲載」が挙げられるそうです。したがって、中国に特許出願をお考えの場合は、明細書に十分な技術的効果を記載されることをお勧めいたします。また、中国では、原則、請求項を削除する訂正しか認められていないため、訴訟提起の可能性が高いと思われる重要な案件に関しては、従属請求項を多数ご用意しておかれることをお勧めいたします。